

中之条町集会所建設・増改築事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 町は、まちづくり活動の拠点となる集会所の整備を促進し、地域住民の連帯感、共同意識の醸成及び発展に資するため予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象)

第2条 補助金は、区に交付する。

- 2 補助対象事業は、区または組合所有で区が行う新增築または改築事業とする。
- 3 補助対象事業費が30万未満の事業は補助を行わない。

(補助対象事業費)

第3条 補助対象事業は、集会所の整備に要する経費とし、次に掲げる経費は補助対象事業費としない。

- (1) 用地の取得及び整地に要する経費
- (2) 内部の備品購入費及び修繕経費
- (3) 事務費及びこれに類する経費

(補助率及び補助金の額)

第4条 補助率は、補助対象事業費の3分の1以内とする。

- 2 補助金の額は、新築または全面改築160万円、増改築50万円を限度とし、補助対象額の千円未満の補助金は交付しない。なお、補助金の申請額と実績額が異なる場合は、いずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別紙様式1、2)により申請するものとする。

- 2 補助金の申請期間は、毎年4月1日から12月20日までとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、当該申請書類を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定を区長に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 区長は、補助事業完了後すみやかに実績報告書(別紙様式3、4)により提出するものとする。

(補助金交付の方法及び時期)

第8条 補助金の交付は、精算払いとし、実績報告書の提出後交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式省略